

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

	改 正 後	現 行
	<p>（店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 顧客が行う店頭金融先物取引で当該金融商品取引業者等が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手となる他の業者等（以下この号及び第一百四十三条第一項第二号において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに当該媒介等相手方が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第一百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p>	<p>（店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 顧客が行う店頭金融先物取引で当該金融商品取引業者等が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手となる他の業者等（以下この号及び第一百四十三条第一項第四号において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに当該媒介等相手方が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第一百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p>
		<p>- 1 -</p>

一〇二十一 (略)

一〇二十一 (略)
(新設)

二十一の二 顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に
関する内閣府令第十条第一項第二十四条ロ(1)に掲げる要件に該当
する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合
員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等と
して通貨関連デリバティブ取引（通貨関連市場デリバティブ取引
、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバテ
イブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う場
合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号
において同じ。）がその計算において行った通貨関連デリバティ
ブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当
該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に
達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済（
次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な
管理体制を整備していない状況

二十一の三 通貨関連デリバティブ取引について、ロスカット取引
を行っていないと認められる状況

二十二～二十五 (略)

2 3 | 2 (新設)
二十二～二十五 (略)

第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは
、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二
十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる
取引（同号に規定する権利行使することにより成立する取引が同

号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号又は第二号に掲げる取引に係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは

、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）をいう。

5 第一項第二十一号の二の「通貨関連外国市場デリバティブ取引」

とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

（金銭の区分管理）

第一百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

- 一 通貨関連デリバティブ取引等 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託
- 二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法

（新設）

（金銭の区分管理）

第一百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次に掲げる方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

- 一 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預融機関への金銭信託
- 二 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあ

預金又は貯金（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

口 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんのあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるもの（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

ハ カバー取引相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等（他の金融商品取引業者等若しくは銀行（登録金融機関を除く。）又は外国の法令上これらに相当する者で外国の法令を執行する当局の監督を受ける者をいう。以下この号及び第百四十三条の三において同じ。）を相手方としてカバー取引を行う場合又は取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。ハにおいて同じ。）においてカバー取引を行つた場合又は金融商品市場を含む。以下この号において同じ。）においてカバー取引を行つた場合で、顧客から預託を受けた金額の範囲内で当該特定業者等又は当該金融商品市場を開設する者に当該カバー取引に係る保証金として預託した額に相当する金額に限る。）

二 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第百二十二条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

（削る）

るもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託契約により顧客の資産が保全されるもの（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三 カバー取引相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等（他の金融商品取引業者等若しくは銀行（登録金融機関を除く。）又は外国の法令上これらに相当する者で外国の法令を執行する当局の監督を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を相手方としてカバー取引を行つた場合又は金融商品市場（外国金融商品市場を含む。以下この号において同じ。）においてカバー取引を行つた場合で、顧客から預託を受けた金額の範囲内で当該特定業者等又は当該金融商品市場を開設する者に当該カバー取引に係る保証金として預託した額に相当する金額に限る。）

四 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行つた場合で、顧客から預託を受けた金額の範囲内で当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として預託した額に相当する金額に限る。）

前項第三号及び第四号に掲げる方法により管理する場合にあつて

は、金融商品取引業者等は、特定業者等に預託した保証金について定期的にその残高の確認を行わなければならない。

2| 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引に該当するものを除く。第一百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

3| 第一項各号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 第百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。）又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理。

三 第百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

（顧客区分管理信託の要件等）

第一百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧

3| 第一項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引を除く。次条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

（新設）

（新設）

「客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。第六号において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもつて充てられるものであること。

三 複数の顧客区分管理信託を行う場合にあっては、当該複数の顧客区分管理信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ 法第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定により法第三十三条の二の登録を取り消されたとき。

ハ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

ニ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。ニにおいて同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。ニにおいて同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ヘ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行つたとき。

ト 内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条、第四百四十八条又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。

五 当該顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用

の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ 国債証券その他金融庁長官の指定する有価証券の保有

ロ 金融庁長官の指定する金融機関への預金又は貯金（金融商品取引業者等が当該金融機関である場合は、自己に対する預金又は貯金を除く。）

ハ その他金融庁長官の指定する方法

六 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額（金融商品取引業者等が廃止その他の理由により金融商品取引業等を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等に係る法第四十三条の三第一項に規定する金銭その他の保証金の額を当該顧客ごとに算定した額をいう。第十四号及び次条第一項において同じ。）の合計額をいう。（以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定すること（当該顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。）。

八 顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

九 次に掲げる場合以外の場合には、顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。

- イ 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合

- ロ 他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合

十 前号イ又はロに掲げる場合に行う顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。

十一 金融商品取引業者等が第四号イからトまでのいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者等が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括して行使されるものであること。

十三 顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十四 顧客が受益権を行使する場合にそれぞれの顧客に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額に、当該日に

おける顧客区分管理必要額に対する当該顧客に係る個別顧客区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別顧客区分管理金額）とされていること。

十五 顧客が受益権を行使する日における元本換価額が顧客区分管理必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

21 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（個別顧客区分管理金額等の算定等）

第一百四十三条の三 顧客区分管理信託の方法により管理する場合については、金融商品取引業者等は、個別顧客区分管理金額及び顧客区分管理必要額を毎日算定しなければならない。

2 第百四十三条第一項第二号ハ及びニに掲げる方法により管理する場合にあっては、金融商品取引業者等は、特定業者等に預託した保証金について、定期的にその金額の確認を行わなければならない。

（控除すべき固定資産等）

第一百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

（控除すべき固定資産等）

第一百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号口に掲げるものに係るもの及び商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

ロ～ホ (略)

四・五 (略)
2
8
(略)

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金（顧客分別金信託、前条第一項第七号口に掲げるものに係るもの及び商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

ロ～ホ (略)

四・五 (略)
2
8
(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に通貨関連デリバティブ取引等（この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新令」という。）第百四十三条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る業務を行つている金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）が行う通貨関連デリバティブ取引等については、新令第九十四条第一項第二号、第百二十三条第一項、同条第三項から第五項まで、第百四十三条から第百四十三条の三まで及び第百七十七条第一項第三号イの規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

この府令の施行後にしては、なほ従前の例による。